

第四十六回国会 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第六号

昭和三十一年四月十五日(水曜日)

午後一時五十八分開議

出席委員

委員長 小泉 純也君

理事青木 正君 理事宇野 宗佑君

理事辻 寛一君 理事渡海元三郎君

理事加賀田 進君 理事島上善五郎君

理事畑 和君

上村千一郎君 押谷 富三君

龜岡 高夫君 久保田四次君

篠田 弘作君 野原 覺君

堀 昌雄君 松本 七郎君

山中日露史君 山下 榮二君

出席國務大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君

自治 大臣 赤澤 正道君

出席府政委員

内閣法制局長官 林 修三君

警 視 監 正雄君

(警察庁刑事局長) 日原 正雄君

自治事務官 長野 士郎君

(選挙局長)

本日の会議に付した案件

公職選挙法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一四三号)

○小泉委員長 これより会議を開きます

公職選挙法の一部を改正する法律案
を議題といたし、審査を進めます。

前会に引き続き質疑を行ないます。
質疑の申し出がありますので、これ
を許します。島上善五郎君。

○島上委員 私は、ただいま提案され

ております公職選挙法の一部改正に
関連して、総理に若干の質問をいたし
たいと存じます。

法案の内容に入る前に、その前段と
して、二、三お伺いしたいことがあり
ます。かねて私は総理に伺ったことも
ございますが、どうも選挙は最近年々
迫ることに、回を重ねるごとに金のか
かる選挙になっている。いわゆる物量
選挙というものが使われるようになって
きておる。そしてその金のかかる
選挙というものは、これは当然のこと
ではあります。私は昨年の選挙の増大
となっております。私は昨年の選挙のか
なり前にこのことについて総理に伺った
ことがありますが、このような物量選
挙、悪質違反増大の選挙はこのまま放
置できないと思うのです。民主主義の
土台がどんどん腐っていくというよう
な事態の進行はこのまま放置できない
重大な問題であろうと思います。総理
もこのことについてはたいへん憂慮を
されておられます。防止のための措置
をとるといふことをお答えになってお
りました。ところが残念ながら昨年の
の総選挙はさらに以前の選挙に比べ
て、物量選挙となり、悪質違反増大の
選挙となっております。警察庁の方が
まだおおいでになっておりませんが、こ
のことはあとで来た数字でもって立
証いたしますけれども、私の記憶する
ところによりますれば、件数において
も、検査の人員におきましても倍近く
ふえておる。そうしてそのふえた中で
いわゆる悪質違反、買収供応等々の悪
質違反が目立って、きわ立ってふえて

おる。遺憾ながらこれは動かしがたい
事実でございます。こういうことに対
して、時の自治大臣早川君も心配され
たと見えて、選挙法を守る友の会とい
うものをつくって、たいへん力を入れ
たようです。ところが皮肉にも、いし
ましたように依然として選挙法は守
られていない。はつきり申しますと、
その違反者の圧倒的多数は保守党側で
ございます。池田さんが総裁をしてお
られる保守党側に圧倒的に多いとい
うことも、これはまた事実でございます。
こういうようなことに対して総理は今
後いかなる方法によってこれを防止
し、あるいは改正し、肅正しようとな
さるか、そのお考えがありましたら、
まず承りたいと思います。

○池田田務大臣 お話のごとく、選挙
に金がかかり過ぎるということは、国
民全般に言いつらされ、また非常に憂
慮しているところでございます。選挙
に金がかかるということは、これは選
挙違反につながることもありますし、
またそれだけでなくそれ自体がもう候
補者にも非常な重荷である。そうして
また、選挙ばかりでなしに、日ごろの
状態のときにも相当金がかかる。政治
家がほんとうに自分の俸給から出して
選挙をやろうということになる、非
常にむずかしくなると、ほんとに困難、
不可能という程度にまでなるんじゃない
か。私のことを言ってみると恐縮
でございますが、選挙を絶対に公明に
しなければいかぬ。私はあとから届け
出の書類を見ましたが、一尺五、六寸
くらいの書類になっております。それ

で百七十何万円かかっている。これ
は応援に来てくださった人の旅費は寄
付として取り扱っております。とにか
く極力やって百七十万。私が初めて立
ちましたときは、六十万円くらいのあ
りでやったかと思ひます。法定費用も
三倍くらいになった。そういうような
必要経費としてかかるのはやむを得ま
せんけれども、それが違反につながるこ
と、また事前運動につながるというこ
とは非常によろしくない。島上さん御
存じのとおり、前から極力言っておる
わけでございます。ことに昨年の地方
選挙につきましては、私は予備金を支
出したしまして、来たるべき衆議院の
選挙のためにと思つて、相当公明選
挙の宣伝費、取り締まり費をいままで
例のないほど出したわけです。また、
昨年の選挙のときにも公明運動のため
にいろいろ手を尽くしてきましたが、
お話のとおり十分実効があつたとは
言えません。まことに遺憾なことでは
ございます。しかし、今後におきまして
も、民主主義の根本でございますか
ら、公正な公明な選挙ということは政
府としてできるだけ努力いたしたいと
思ひます。もちろん政治資金規正法の
問題、あるいは政党資金の問題等々、
法律の改正を要する点もございませ
んが、それにもまして、やはり公明選挙
というものを国民に十分に理解し、そ
うして実行してもらうという方法をと
ることが必要であらうと考えておりま
す。構成の問題につきましても十分検
討し、またPRの面につきましても、
努力していきたいと思つております。

○島上委員 法律も現行法では不十分
なところもありますので、私は法律改
正も必要だと思ひます。特に政治資
金規正法の改正が必要だ。この前、選
挙法と政治資金規正法両面にわたつて
若干の、それこそ一歩前進程度の改正
をいたしましたけれども、これとても
選挙制度審議会の答申に比べますと非
常に後退したものでした。私は、その
方面の改正も必要だ、その他の選挙運
動にわたる、あるいは連座制にわたる
点の改正も必要だと思ひます。その
点は総理もいまの御答弁でお認めに
なっているようですが、そのほかただ
いまの御答弁を伺いますと、公明選挙
運動が必要だ、こういうことでした
が、私は公明選挙運動も全然必要はな
いとは申しません。ないとは申しませ
んが、より必要なのは政党自体、候補
者自体の自粛と反省の実を示すとい
うことだと思ひます。この点が欠けてい
ないかと思ひます。私はたしか前の
予算委員会でも総理に伺ったときに、悪
質違反で本人が買収、供応等の容疑で
起訴されておるものがあり、それが裁
判の結果にまたなければならなせん
が、あるいは失格につながると思わ
れるような事件がありました。その
際私は、そういうような本人が悪質違
反で起訴されておるような場合には、
次回に公認しない、このくらいのこと
は政党として自粛すべきことではない
かと言いました。総理は、たしか
そういう最も悪質なものについては、
公認については考慮する、こういうお
答えがあり、その結果を私見ておりま

したら二名ほどは公認しなかった者が
あります。そしてその人は去年の選
挙では落選しております。しかし公認
した者もありません。私は名前はこの際
申しませんが、その公認した理由
として、私の承知しているところだ
と、多分無罪になるであろうから公認
した、こういう理由を付しております
。私はこういうことではやはりほん
とくに政党が自衛したとは言えないと
思う。少なくとも候補者本人が当選し
た場合であつても、落選した場合で
あつても、悪質違反で本人が起訴され
ておる、もちろん裁判の結果をまたな
ければわからぬといへば、それはその
とおりに違ひありませんけれども、起
訴するからには相当の証拠があつて、
根拠があつてすることですから、その
程度の人には政党は次回の選挙には、本
人の反省を求むる意味においても、ま
た選挙民に公明選挙に協力を求める意
味においても公認しない、このくらい
のきびしさはあつてしかるべきではな
いかと思ひます。政党自体、候補者自
体の自衛について、私はいま申しまし
たような意見を持っておりますが、総
理はどのようにお考えですか、伺つて
おきます。

○池田国務大臣 政党の公認につきま
しては、いろいろ党内においても議論
がございます。また、沿革的にもい
ろいろ変化が見られておるのでござい
ますが、さきの選挙につきましては起訴
せられたからというので、これを全部
公認しないというところは少し行き過ぎ
ではないか。それが裁判所に係属中で
ございまして、一審あるいは二審で
有罪を受けて係属中の者はこれは公認
しない、こういうことにいたしてあり

ます。だから起訴されたからというの
で公認は一切しないということにはし
ていない。前は一番、二審で有罪で
あつても公認した例がございます。最
近ではそういうことをせずに、一応係
属中では有罪の判決を受けた者はしな
い。単に起訴中だからというのでこれ
を非公認にするというところは少し行き
過ぎではないかという、こういうさき
の選挙では結論であつたわけござい
ます。

○島上委員 私はそういうことでは少
しゆるやか過ぎると思ひます。その
お考えはもう今後公認の際にも
貫かれると思ひますが、選挙法の改正
が必要であるという点をお認めなら
ば、私はここで伺つておきたいのです
が、どういうわけで選挙制度審議会と
いふものを、去年の十一月任期が切れ
て以来、法律にあるのに、新しい委員
を委嘱しないでストップ状態にしてお
るか。これは私どもには理解できな
い。早川大臣はさしあつて諮問する
ことがないからというやうな答弁を堀
委員にいたしておりましたが、これはと
んでもないことであつて、選挙制度審
議会は今から審議の案件が残つておる
のです。いわば継続審議の状態にある
のです。政治資金規正法の問題もしか
り、選挙区制の問題もしかり。それか
ら特に私どもが去年の選挙の実態にか
んがみて、違反がより悪質になり、また
新しい形の違反がふえておるといふ実
態にかんがみて、これらの改正につ
いて選挙制度審議会に当然政府が諮問し
審議を継続するべきものだ、こう考え
ておりますが、いま申しましたよう
に、昨年の十一月以来選挙制度審議会
はストップと申しますか、開店休業で

はなくて開店もしていない、委員がい
ないのである。法律はあつて委員の
委嘱をしない。来年四月から新たに委
員を委嘱する、こう言つていました
が、四月一日から委員を委嘱するとい
うのは、一体どういふ根拠ですか。選
挙制度審議会には任期はあるけれども
三月三十一日をもって年度が切れて新
年度になる、そういう制度はないはず
でございませう。この点を伺ひます。

○池田国務大臣 選挙制度審議会是非
常に必要なことであり、今後また十分
御検討願ふなければならぬ問題も相
当ありますので、任命のいま準備中で
ございませう。ただいま御審議願つてお
りますように、前の審議会でも早急にこ
れだけはやれという答申がございまし
た。まずそれを片づけてから、また片
づけながら委員の任命を準備しよう、
こういふことで自治省のほうでは進ん
でおると思ひます。

○池田国務大臣 選挙制度の改正につ
いて不熱心だといふおしかりでござい
ますが、私は施政演説にもこれは特に
あげておりました、選挙制度の改正を
考えなければならぬといふことは二回
続けて言つておるので、決してこれを
おろそかにしているわけじゃないと思
ひます。

政治資金規正法につきましては、やは
り金のかかる選挙を排除する意味にお
きまして、合理化しなければ、良識化
しなければいけません。良識化
す。わが党内におきまして、とにかく
国民協会といふものをこしらへるよ
うに働きかけまして、いまこれがほと
んどの鼻にできておる、こういうこと
で、党の資金をまかなつておる。また
党内におきまして個人政治結社に
おきまして集める金額の制限等も検討
を従来したようございませう。私はだ
んだんこの問題につきましては国民の
納得のいくやうな方法にしなければな
らぬと考えて、努力しておる次第で
ございませう。

月一日から審議を再開すると言つて
おつたのが四月半ばになつてもまだ委
員の選考、委嘱の準備中とおしやい
ますが、これはもう委員の委嘱にそう
時間がかるというわけはないと思
ひます。もしお困りでしたら相談願へば
適当な委員候補者が私のほうにたくさ
ん用意してございませうから、早急に委
員を委嘱して、名実ともに再発足を行
なうように取り計らつていただきた
いと思ひます。

そこで、選挙制度審議会が審議を再
開いたしますと、最も大きな問題の
一つとして取り組むと思はれるのは、
選挙区制の問題でございます。これは
いままでの審議の経過からしてそ
うです。これについてはもういままでの審
議の中にもいろいろの意見が出てあり
ますが、先般当委員会でも赤澤大臣に同
僚議員がお伺ひしたところ、将来の方
向としては小選挙区である、そういう
お答えがございましたが、私はこれは少し
独断ではなからうかと思ひます。選
挙制度審議会の中では、必ずしも将来
の方向としていふよりは、一人区の小選
挙区といふことを考えている者が多数で
はございませう。むしろ多数はそれと
は別で、小選挙区と比例代表の混合方
式と申しますか、西ドイツのやうな方
式、これにも具体的な内容については
いろいろありますから、どういふ方式
をとるかといふことまでは進んでいな
いようですけれども、大勢の考えとし
てはその考えが多数を占めておるよう
に私どもも理解しております。ですから
将来の方向としては小選挙区だとい
うことは、いささか個人の意見もしくは
独断ではないかと思ひます。もし総理
が将来の方向について何かお考えがあ

りましたら、この際何つておきたいと思ひます。

○池田国務大臣 選挙区制の問題は選挙制度で最もむずかしい、非常に影響のあることでございます。私もいろいろ研究はいたしましたが、やはりこういう問題は選挙制度審議会で十分御審議いただくことが一番だと思ひます。私池田個人としてのみならず、総理、総裁としてこういうことをいま申し上げることは、これこそ時期尚早だと考へます。

○島上委員 それでは、前の答弁は時期尚早だということがはっきりされましたが、それでこの問題についてもう一つ何つておきたいのは、これは選挙制度の基本にかかわる重大な問題ですから、どのように改正するにしても、これはたいへんな大改正になるわけですね。私は、選挙制度審議会のようなく所で、各国の事例等も参考にして、十分に時をかけて検討することが望ましいと思ひますが、同時にこのことは、国会に議席を持つておる各野党の間においても、多数党から多数党の都合のいいような制度をとるといふような考えを捨てて——これはかつてどうもごうたる非難を浴びたゲリマンダーを出して、廃案になったことがありますが、ああいうように一党の都合のいいような制度というものは、たとへ多数党であっても、それで押し切るというふうなことをすべきものではない。与野党の意見の一致——完全なる一致ということがかりにできないにしても、大綱について意見が一致するということが重要な要件の一つではなからうかと思ひます。選挙制度審議会

で十分審議していただくということ

と、国会において、あるいは国会の審議の以前に、与野党の委員も入つておられますから、与野党の意見の一致を見る、いずれかの一党に都合のいいような制度をしゃにむに押し通すということをするべきものではない、こういうふうに私考えておりますが、いかがでしょう。

○池田国務大臣 区制の問題で意見を言うことは時期尚早というものは、これは私は、総理、総裁として、また池田として言うのが尚早でございまして、こういう問題は私以外の人が十分議論なさることは、私は適当じゃないかと思ひます。総理、総裁としてはちょっと早過ぎる。あなたにしましては赤澤さんにしまして、おやりになることはけつこうだと思ひます。それがこの問題の重大性を意味するものであつて、私は赤澤さんの言われたことを時期尚早という意味ではございせん。池田勇人として言うのであります。どうぞその点御了承願ひます。

それからいまの区制の問題で、小選挙区か、あるいは中選挙区か、あるいは小選挙区に比例代表制を入れるとか、あるいはいろいろな方法がございまして、ございまして、いづれにしてもこれは国民の意思を反映するの何が一番いいかということをお考え、そしてこれは党利党略でいへば問題じゃないと思ひます。長い間の基本になることとございまして、与野党とも十分議論することが望ましい。しかし議論することが望ましいと同時に、それはあくまで国民の意思決定に非常に役立つような方法で——党利党略ということをお考えたのでは、望ましい姿ではなくて、建設的な議論が

出ないことになりまして、お互いに国民のためにという気持ちで、自分自身のことを考えずにやるといふことがいいのじゃないか、そういう意味におきまして、選挙制度審議会等でお出しただければ非常に参考になる、また、よく立つべき道があると思ひます。まずそういうところから出まして、そしてそれを具体的に与野党で審議することは必要なことだと思ひます。

○赤澤国務大臣 前会の私の答弁を御指摘になりましたので、私の真意を申し上げておきますが、私、目下答弁の見習い中でございまして、総理の横におりまして、答弁はこうするものだといふことの勉強をしておるわけなんです。この前申しましたのは、速記録をどらんになつていただければわかりませんが、あなたはどう思ふかということでございます。先ほど、私は、先進国はやはり一人一区です、次の段階で、選挙制度審議会が発案する場合にはこういう方向へ向くのではないかと思ひます。私、あなたの方に御反対のこと、この中にも御反対の方もあつた、わが党にもなかなかむずかしい問題でございまして、そういう軽率なことは申さなかつたつもりでございまして、御了承願ひます。

○島上委員 刑事局長が参りましたので、私は先ほど総理に何つた抽象的なことをばはつきりと数字で裏づけする意味で刑事局長に何つておきますが、去年の十一月の選挙をその前の衆議院の総選挙に比較いたしました、違反の件数がどのくらいふえておるか。検査者の数、これも相当ふえておるか。相当といふことはばく然としておりまして、なかならず買収、供応等の悪

質違反がその中でどれだけの比率を占めておるか。件数と検査者の人数をこの際発表していただきたい。

○日原政府委員 昨年の末における選挙違反の検査の状況、三ヶ月後にまとめた数字でございまして、これは最終の検査数字になるわけでございますが、総数で一万七千九百四十一件、人員で申しますと三万四千八百六十五名でございます。そのうち買収が一万四千五百三十八件、検査人員が三万一千二百十名ということでございます。

前回の昭和三十三年の総選挙と比較いたしますと、件数で七百六十四件、四・四％、人員で二千九十七名、六・四％、これだけ増加をいたしております。それから買収、利害誘導、これは増加の傾向を見せておりますが、前回に比べて千五百九十二件、八・九％、人員で二千五百三十六名、八・八％の増加を示しております。検査総数の中で買収、利害誘導の占める比率でございまして、件数で申しますと八・一％、人員で九・〇％の比率を示しております。

以上でございます。

○島上委員 総理お聞きのとおりです。私先ほどばく然と質問したのでありますが、買収、利害誘導等のいわゆる悪質違反と称するものが、件数にして八・一％、人員では九・〇％を占めておるといふことは、圧倒的な数であるといふこととあります。もちろんこのほか、文書違反とか自由妨害とか、比較的小規模なものもあるわけですが、こういう実態であるといふことを私先ほど指摘しましたが、こういう悪質違反を防止するために、私は、今後法律改正

の必要なもの、それから政党自体が自粛し、反省し、公認の際あるいは選挙運動の際に十分その実を示すといふこと、さらに行政措置をもつて防止するといふようなことを十分ひとつ今後考へていただきたいと思います。これは先ほど質問しましたからお答えは要りません。いま数字がはっきり示されたので、さらに総理に十分今後お考えを願ひたい、こういうことです。

そこで今度は、今回出された法案の内容に若干触れてお伺ひしたいと思ひますが、これは昨年の選挙の直前に選挙制度審議会から答申されたものに基づいて出されたものと思ひます。提案理由の際にもそういう説明をしておられます。ところが、重要な点でこの答申に基づかない部分がある。アンバランスを是正するといふのですから、人口が非常にふえたところをふやす、人口が著しく減つたところを減らすといふのがそのたてまえのはずで、いまの選挙区に対する議員の配当は人口を基礎にして昭和二十一年につくつたものです。その基礎を踏襲して、それによつて著しく人口のふえたところ、著しく人口の減つたところ、いわゆるアンバランスを是正しようといふのが昨年の答申ですから、その答申に忠実であるならば、ふえたところだけふやして、減つたところはただ一区だけ減らしたとしておこう——私は、一区だけ減らしたといふのも厳密に言うとは必ずしも公正妥当な案とは思ひません。しかしこれは去年の十月、実は選挙制度審議会の人々のことを頭にに入れてなりに妥協した案、実現可能といふことを考えた妥協

した案だと思ひます。そういう意味において私は認めますけれども、ところがその中にあった減のほうをそつとはずしてしまつて、増のほうだけ出してゐるというところは、私はこの選挙制度審議会の答申に忠実な案とは思われませんが、総理はいかによくお考えでしょう。

○池田国務大臣 この人口の移動によりまして、増減をやるという答申が出たのでございます。この答申の出ます基準を見ますと、一人当たりの人口を十三万ないし二十万としたかの基準でやっております。しかるところ、兵庫県の五区は十三万というものが十二万八千七百何ぼ、とにかく一割未満の状況でございまして、私はこの際はやはり二人区ということもいかなるものかと思ひます。原則は三人ないし五人区としておりますから、二人区という一奄美大島のようなところは別でございまして、この際としては、次の大きい改正があるやに想像される節もございまして、千二百人あれしたからというのでつとやめるといふのはいかなるものかと考えまして、減のほうはそのまま改正せずにいくことがこの際としてはやむを得ないのじやないか、こういう考え方でやっておりますのであります。

○島上委員 それではアンバランスは正という筋が十分に通つていないといふことになると思ひます。二人区はいかがかとおつしやいますけれども、何もその区だけのことを考えないで、隣の三人区と合わせて五人区をつくつたて、別にいまの三名ないし五名区のためだけに反しないわけですから、やろうと思へばやはりよりは幾らでもあ

るのです。残念ながら、政府の提案が、これはいつものことでありましてけれども、選挙制度審議会の答申の都合のいい部分だけをそつと、都合の悪いところはそつと捨てるといういつものやり方をまた今回も踏襲してゐるというわざを得ません。残念ながらこの案は厳密な意味のアンバランスの是正ではない。二十万を中心にして上七万、下七万ということ自体も私は厳格な議論をすればおかしいと思ひます。二十七万と十三万です。これは半分以上のアンバランスがあるのですからね。しかし私はこの議論はここではこれ以上しようとは思ひませんけれども、減のほうをそつとはずしたということにはどうも納得できないということだけ申し上げておきます。

それから、たしかこの前の委員会でも出たと思ひますが、現在の制度は人口を基礎にしておりまして、そうしてこのアンバランスは正の案も、いま言つたように二十万を中心にして上下七万の大きな開きがありますが、やはり人口を基礎にしてゐる。将来大きく制度を変えようといふときは別にいたしまして、現行制度はあくまでも人口を基礎にしてゐるのですから、人口を基礎にしていくべきものだ。この前の委員会では地域の考慮を払ふべきだといふような御議論もありましたが、それは選挙制度大改正の際の議論としては聞きますけれども、現在の制度のたてまえを貫いていくといふからには、やはりあくまでも人口をもとにしていくべきものではないか、この次に何いふか、分区分区の問題もあつたので、その際の参考のために、私ども

の考えはやはり人口を基礎にして配分

を考へるべきものかと思ひますが、総理はどのようにお考えでありますか。

○池田国務大臣 原則としてはそういう考へ方が正しいと思ひます。これは原則でございまして。やはり国全体のことを見ますと人口だけでやるというわけにもいかない。いままでの制度のなれた点もありまして、また地形とか産業とかいろいろな点もありまして、それから、私は人口だけでいくということはいかかと思ひます。地形その他、現在のいろいろな点がありまして、いいのではないかと思ひます。

○島上委員 地形とかいろいろ言ひますけれども、山が高いとか谷が低いとか川があるとかいふことも、議員の配分の際にその考慮する必要があると思ひますが、これも時間がありませんからこれ以上伺いません。

そこで、今度出された案でございまして、六人区、八人区といふものがあります。選挙制度審議会の答申によりまして、これは解釈のしようもございまして、これは解釈のしようもございまして、六人区、八人区、八人区は分区分区すべきものだと考へるというところを答申の中にはつきりとうたつておられます。将来の大改正の際には別といたしまして、現行制度の上になつたアンバランスの是正であります以上は、やはり現行制度の三名ないし五名といふたてまえで、それをこえるものは分区分区、区域を二区に割るということが適当ではないかと考へております。この法案が提案をされる前のいきさつは新聞やその他でいろいろ報道されましたが、自民党筋においても分区分区のための幾つかの案をお考へになり、自治省においていろいろお考へになつたよう

です。行つたり来たりして最後には分

区しないまま出されましたが、もちろん国会は法案を審議する場所ですから、この審議の過程で分区分区の修正をいたしたいと私も考へておりますが、この点については総理はどのようにお考へでしょうか。

○池田国務大臣 選挙制度改正に関する答申のうちにもいままでの原則、三人、五人をたてまゑとするといふことをはつきりうたつております。また、先ほど申し上げましたごとく、この際としてはいろいろふり出すけれども、こういう答申でありますので、私はあなたと同じようにぜひこの委員会に分けてもらいたい、先ほど議論のありましたように、与野党で十分審議なさいますと適正な区分をしていただきたいと考へておるのであります。

○島上委員 それから沖繩について四名の議員を配当するといふ意見がかなり有力に出ております。いま直ちに選挙して国会に参加させることができるかできないかについては、私も承知しておるつもりですが、沖繩の人々はぜひこの機会に四名の配当を別表に実現してほしいといふ強い希望を持っておられるようです。早川自治大臣も一時はそういう意見で、これは非公式であつたかもしませんが、私も承知しておるところでは新聞に発表したことがあります。ところが、これはいつの間にか消えてしまつて、政府は全然考へていないようですが、いま直ちに選挙を実現することができない困難な事情にあるにしても、一歩前進の意味において、また沖繩の同胞の希望に光を与える意味においても、この際沖繩の四名区といふことを別表に考慮す

べきではないかと考へますが、総理はいかにお考へでしょうか。

○池田国務大臣 われわれは沖繩の施政権を一日も早く日本に返してもらいたい、その間におきましては、沖繩の方々の生活水準の向上、福祉施設の改善、発達をはかつていく、これがほんとうのやり方であると思へておるのであります。主権が日本にあるのだから、国会において、いさぐ選挙できなくともという議論があるようではございませんが、私はこの点につきましては、将来早く施政権を返してもらつた上においてそれが一番便利がいかに、一番いい方法であるかといふことをいまして、今回は出さなかつたのでございまして、十分この点につきまして、今後検討していきたいと思ひます。

○島上委員 同僚の堀君が関連質問をしたいので、私はこの一問で終わりますが、山下君と約束した時間がありますから、関連質問を許してほしいと思ひます。

今回の衆議院の選挙区の数と人口のアンバランスの是正であります。これに関連して当然考慮しなければならぬのは、参議院の地方区においても現に著しいアンバランスが出ておる、つまり四名の区よりも一名ずつ改選する区のほうが人口がはるかに多くなつてゐるという例もあつて、東京などは四名、四名の改選で八名ですが、人口比例からいふならば十四名くらいになるべきものだ、こう思ひます。今後参議院の地方区のアンバランスは正といふことを考へになつていくかどうか。お考へになつていくとす

るかどうか。お考へになつていくとす

やつぱり実態を見きわめて徐々に改めていくような方法で考えるべきであつて、これが理想だからこゝろやれという答申にすべ沿つていくということは、かえつて摩擦を多くするのじやないか。それで私はそういう実態をつくるべく、いま、自分のことを言つて恐縮でございますが、国民協会をつくつて党の資金の正常化、恒久化をしよう、

そしてまた派閥の政治資金の關係はやめよう、こういうので徐々にそっくりいうことが実行できるような素養をつくつていこうというのが私の考え方でございます。しかし、この問題はそのままでないがしろにしておくわけにいきませんので、やはり今後選挙制度審議会におきましても、この問題につきまし

○堀委員 実は第一次の審議会でも、寄付を個人に限るという原則がござい
て十分検討を加えてもらいたい。こう
いう意味で先ほど島上さんの言われま
したように、委員を任命いたしました
検討をお願いしたい、こう考えてお
ります。

まして、第二次でもいろいろ論議をいたしましてやはり個人に限る。これはアメリカ等の例がすでにあるわけでご

ざいますが、こういうことになってお
ります。そこでいきなり個人にできな

いという問題もあるかも知れません。しかしそうすれば一体どこでどう

いふふりにするかというめどもなし
に、ただ覆証をされておるのでは、私

は選挙制度審議会としては、この問題を今後審議する熱意を欠くではないか

という感じがいたします。

中に相当の開きがありますから、来年

五

らないかもしれません。しかし少なくともある程度めどを置いて、その方向で処理をするなら処理をするというその姿勢を明らかにしていただかないと、漫然と日を延ばしておるのでは、選挙制度審議会としてもおそれるこの問題を今後どう扱うかについて、非常に困難な問題に当面するだろうと思ふのです。委員の皆さんも熱意を欠くことになるのではないかと感じています。委員の皆さんも熱意を欠くことになるのではないかと感じています。委員の皆さんも熱意を欠くことになるのではないかと感じています。

あります。そこで私は、先ほどもお話しになりました選挙制度の中にいろいろの選挙区の制度がございます。あるいは大選挙区、中選挙区、小選挙区、比例代表制、いろいろございますが、お話を伺っておりますと、総理、総裁として、それに確たる答弁をすることは差し控えたいという方がごとき御答弁があったのでございますが、しかし一党の総裁として、あるいは総理として、どういふことが一番理想であるというお考えがあらねばならぬであらうと思ふのであります。そういう選挙区制についての総理の理想についての御意見を伺いたいと思ふのであります。

区割りというものは、きわめて議員の利害得失に重大な影響を与えるのであります。その重大な影響を持つ個々の議員が、いかに委員会とは言いながら、ここで区割りを行なうことは、世間から見てもゲリマンダーのそしりを受けることは論をまたないものであります。区割りは、よろしく私は議員を離れた第三者の立場の人が公正妥当に区割りを行なうて国会に提案をすべきではないか、こう考えるのであります。これに対して総理のお考えを伺いたいと思ふのであります。

区割りというものは、きわめて議員の利害得失に重大な影響を与えるのであります。その重大な影響を持つ個々の議員が、いかに委員会とは言いながら、ここで区割りを行なうことは、世間から見てもゲリマンダーのそしりを受けることは論をまたないものであります。区割りは、よろしく私は議員を離れた第三者の立場の人が公正妥当に区割りを行なうて国会に提案をすべきではないか、こう考えるのであります。これに対して総理のお考えを伺いたいと思ふのであります。

本に復帰いたしましたして、直ちに政府は島民に国政へ参与すべきであるというところから、特別区をつくって、衆議院の選挙を行なわれたのであります。そのときの自治省の担当大臣であった塚田さんはどういふ答弁をされておるか、こう申し上げますと、来たるべき次の選挙法改正のときには、これを本土の選挙区内に戻して、特別区をなくいたします。こういう答弁をされておるのであります。しかるに今回提案になりましたのを見ますと、いままでは暫定措置として行なわれておった特別区が、やはりそのまま恒久化してあつて残る、こういうことになつておるのであります。そういういたしますと、これは三名ないし五名という中選挙区の定員の制度というものが、こゝでくずれ去つたということに相ならうかと思ふのであります。これに対して総理は一体いかに考へておられるのでしょうか。

たように重大な問題でございます。政府としてもまた党としても検討を加えておりますが、やっぱり審議会におきまして、この問題を理論論だけでなく、実際にどういふふうな方向でだんだんやつていっているかというふうなことも、ひとつ御検討願いたいと思つておるのであります。

たように重大な問題でございます。政府としてもまた党としても検討を加えておりますが、やっぱり審議会におきまして、この問題を理論論だけでなく、実際にどういふふうな方向でだんだんやつていっているかというふうなことも、ひとつ御検討願いたいと思つておるのであります。

たように重大な問題でございます。政府としてもまた党としても検討を加えておりますが、やっぱり審議会におきまして、この問題を理論論だけでなく、実際にどういふふうな方向でだんだんやつていっているかというふうなことも、ひとつ御検討願いたいと思つておるのであります。

たように重大な問題でございます。政府としてもまた党としても検討を加えておりますが、やっぱり審議会におきまして、この問題を理論論だけでなく、実際にどういふふうな方向でだんだんやつていっているかというふうなことも、ひとつ御検討願いたいと思つておるのであります。

たように重大な問題でございます。政府としてもまた党としても検討を加えておりますが、やっぱり審議会におきまして、この問題を理論論だけでなく、実際にどういふふうな方向でだんだんやつていっているかというふうなことも、ひとつ御検討願いたいと思つておるのであります。

たように重大な問題でございます。政府としてもまた党としても検討を加えておりますが、やっぱり審議会におきまして、この問題を理論論だけでなく、実際にどういふふうな方向でだんだんやつていっているかというふうなことも、ひとつ御検討願いたいと思つておるのであります。

たように重大な問題でございます。政府としてもまた党としても検討を加えておりますが、やっぱり審議会におきまして、この問題を理論論だけでなく、実際にどういふふうな方向でだんだんやつていっているかというふうなことも、ひとつ御検討願いたいと思つておるのであります。

たように重大な問題でございます。政府としてもまた党としても検討を加えておりますが、やっぱり審議会におきまして、この問題を理論論だけでなく、実際にどういふふうな方向でだんだんやつていっているかというふうなことも、ひとつ御検討願いたいと思つておるのであります。

たように重大な問題でございます。政府としてもまた党としても検討を加えておりますが、やっぱり審議会におきまして、この問題を理論論だけでなく、実際にどういふふうな方向でだんだんやつていっているかというふうなことも、ひとつ御検討願いたいと思つておるのであります。

たように重大な問題でございます。政府としてもまた党としても検討を加えておりますが、やっぱり審議会におきまして、この問題を理論論だけでなく、実際にどういふふうな方向でだんだんやつていっているかというふうなことも、ひとつ御検討願いたいと思つておるのであります。

の定員比率というのを大幅に改正するという意図をお持ちであるから、今度暫定的な臨時処置としておやりになったのかどうか、その辺を伺いたいと思うのであります。

○池田国務大臣 この選挙区制の問題は、国勢調査とつながっておりますことは、定員の問題はつながっておりますが、区制の問題は必ずしもあれとつながっておりません。しこうして区制の問題は、公明選挙を行なう上においても非常な重大な問題でございます。選挙制度審議会でもこれを論議されると思います。したがって、国勢調査があったときの定員のアンバランスの是正ということ、選挙区制の問題とは觀念としては別個でございます。われわれは選挙区制についての改正につきましては十分検討を片一方で加えると同時に、国勢調査に基づきます、アンバランス改正を例とするという規定にも沿いながら、今後検討していきたいと思ひます。

○山下委員 時間がまいったようでございますから、いろいろまだ、先ほどお話しになりました参議院の地方選挙区のアンバランスの問題、その他伺いたいことがたくさんございますが、すでに時間がまいっておりますのでございますから申し上げません。

最後に、一つだけ伺つてみたいと思ひのであります。これも先ほどお話しにはなりましたが、沖縄問題でございます。御承知のとおりケネディ大統領は、一九六二年三月十九日に、沖縄の行政改革案を発表されたのであります。その大統領声明の中で、琉球は日本国の一部である、こう正式に認めた旨の声明を行なわれておるのであります。

す。私は、いままで潜在主権がどうかの言つておる以上の重大な大統領の発言である、こう思つておるのであります。このことはからいっても、いまここに改正されようとする衆議院の議員定数の改正にあたりましては、ぜひ沖縄にその定数の割り当てを行なうということが、この大統領のことばにもこたえるゆえんであり、さらに将来沖縄の日本復帰への一つの足がかりになるのではなからうかと思ひのであります。したがって、これに対して総理はいかようにお考えでございますか。

○池田国務大臣 先ほどお答えしたとおりに、われわれは一日も早く沖縄の施政権を取り戻したいという念願で進んでおるのであります。ケネディ大統領とも話をしました。ケネディ大統領の気持ちもよくわかつております。しかし、どうしたほうが一番いいかというこゝにつきましては、私はこういう選挙法の改正のときにこの際ということとなしに、もつと根本的に検討していきたいと考えております。

○山下委員 いろいろ伺いたいことがございすけれども、時間がまいったようでございますから、いずれその他のことについては担当大臣たる赤澤大臣に後日伺ふことにいたしまして、総理大臣に対する質疑はこれをもって終ります。

○小泉委員長 総理大臣に対する質疑はこれにて終了いたしました。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時八分散会

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第三号中正誤

ページ 行 誤 正
四五 三 当局方の 当局の

昭和三十九年四月十八日印刷

昭和三十九年四月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局